

各府立学校長 様

京都府教育委員会  
教育長 橋本 幸三

新型コロナウイルス感染症に係る府立学校の対応について（通知）

全国的に新型コロナウイルス感染症の感染拡大が顕著であり、京都府においても京都市域を中心に感染が急拡大している状況にあります。

この間、感染力の強いデルタ株への置き換わりが進む中、感染経路が不明な事例が増えるとともに、若年層への感染も拡大しており、7月下旬以降、児童生徒の感染がこれまでにないペースで報告されています。

こうした状況を踏まえ、今後、学校行事の多い時期を控えていることから、改めて、感染防止対策を強化・徹底した上で、学校教育活動を行っていく必要があります。

ついては、8月12日（木）以降、下記に留意の上、適切な対応をお願いします。  
なお、今後の感染状況により対応を変更する場合は、別途通知します。

記

**1 通学について**

各学校の通学実態を踏まえ、引き続き通学時の密を避ける対策を行うこと。

**2 学校教育活動の制限について**

**(1) 感染リスクの高い教育活動**

各教科・科目等における活動のうち「感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動」（「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28Ver.6（2021.5.28一部修正）」（以下「衛生管理マニュアル」という。）P54）は、行わないこと。

ただし、いずれも活動が短時間で参加する生徒が少人数である、一定の距離の確保ができる、状況に応じて適切にマスクの着用ができるなど、飛沫等による感染の可能性が極めて低いと判断できる場合であって、かつ、指導計画上、活動内容、実施時期の変更ができない場合は、地域の感染状況に応じて実施することも可能とする。

**(2) 宿泊を伴う教育活動**

ア 8月12日（木）から17日（火）の期間は、宿泊を伴う教育活動を可能な限り中止又は中断すること。

ただし、訪問地域の感染状況や活動内容等から感染リスクが極めて低いと判断できる場合であって、かつ、急な中止や中断が困難な場合は、感染防止対策を徹底し

た上で、本人及び保護者の了解のもと実施することも可能とする。

イ 8月18日（水）以降は、授業、特別活動、部活動のいずれの場合であっても、宿泊を伴う教育活動は実施しないこと。したがって、研修旅行（修学旅行）においても実施しないこと。

### (3) 部活動

#### ア 部活動における制限等

下表のとおり、部活動に係る制限を段階的に実施する。

	8月11日(水)まで(参考)	8月12日(木)～	8月18日(水)～
参加者	原則自校生徒のみ	<u>可能な限り自校生徒のみ(※1)</u>	<u>自校生徒のみ(※1)</u>
活動場所	原則府内に限る。	<u>可能な限り校内に限る。(※2)</u>	<u>校内に限る。(※2)</u>
活動時間	京都府部活動指導指針を遵守して実施	<u>可能な限り2時間以内(※3)</u>	<u>2時間以内(※3)</u>
他府県交流	感染状況に応じて実施する。	<u>可能な限り中止又は中断する。(※4)</u>	<u>実施しない。</u>
宿泊	原則府内に限る。	<u>可能な限り中止又は中断する。(※4)</u>	<u>実施しない。</u>
大会参加	制限しない。		<u>公式な全国・近畿大会及びそれらに繋がる大会のみ参加可能。(※5)</u>

※1 指導者は原則顧問とするが、外部人材を活用する際は、慎重に判断するとともに、教職員と同様の感染対策を徹底すること。

※2 活動拠点が府内になく府外施設のみの場合は、当該施設を校内と見なす。ただし、移動に当たっては感染防止に十分留意すること。

※3 活動時間とは準備運動から整理運動までを指す。

※4 訪問地域の感染状況や活動内容等から感染リスクが極めて低いと判断できる場合であって、かつ、急な中止や中断が困難な場合は、感染防止対策を徹底した上で、本人及び保護者の了解のもと実施することも可能とする。

※5 ①高等学校体育連盟や競技団体、文化関係連盟等が主催する大会・発表会等  
②大会参加に当たっては、開催地域の感染状況、各自治体の対応方針等及び主催者による感染予防対策を確認の上、判断するとともに、主催者が指示する感染防止対策等の遵守を徹底すること。

③公式な全国大会・近畿大会等に出場する部は、事故防止等の観点から、府外も含め、大会等に向けた練習試合、合宿等の活動を認める。ただし、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が適用されている地域での活動・宿泊やその地域との交流は行わないこと。なお、対象とする生徒や泊数等を最小限に留めるとともに、保護者の同意を得ること。

## イ 留意事項等

- (ア) 令和3年7月30日付け3総第456号通知で示した「健康チェックシート(例)」等を活用する等、引き続き、日々の健康観察の記録の徹底及び活動前の体調確認を行うとともに、自校参加者に係る健康観察の書類等の保管は、1ヶ月以上とする。
- (イ) 令和3年6月25日付け事務連絡「府立学校の部活動における感染防止対策について」で示した「学校施設を利用した練習試合等を開催する際の感染防止対策チェックリスト(参考)」及び「合宿等宿泊や移動を伴う活動を実施する際の感染防止対策チェックリスト(参考)」を活用するなど、感染防止のための必要な措置を適切に実施すること。
- (ウ) 発熱・咳・倦怠感などの症状を認めた場合は、絶対に参加をしないことを繰り返し指導すること。
- (エ) 活動への参加に当たっては、保護者の理解を得た上で、無理をさせることがないよう特に配慮すること。
- (オ) 体育館や音楽室等、大人数が同一施設を同時に使用しないように活動時間や場所を割り振る工夫を徹底すること。
- (カ) 部室や更衣室等で密になりやすい場所は、使用ルールを明確にし、遵守させること。(マスクの着用はもとより、大人数が密集することがないように、分散利用や速やかな行動、会話や飲食を控えるなど感染拡大防止に係る行動の徹底)
- (キ) 活動中等のやむを得ない場合を除いては、登下校時も含めてマスクを着用するとともに、特に部活動終了後は、速やかに下校、帰宅することとし、帰宅後の感染防止の徹底についても繰り返し指導すること。

### (4) その他の活動について

- ア 校外での教育活動(校外実習、フィールドワーク、野外活動、遠足、団体鑑賞、発表会など)は実施しないこと。ただし、教科・科目等に係る活動で、参加生徒が少人数である、不特定多数の人と接触しない、活動場所が近隣であるなど、感染リスクが極めて低いと判断できる場合であって、かつ、指導計画上、活動内容、実施時期の変更ができない場合は、地域の感染状況に応じて実施することも可能とする。
- イ 学年集会等を実施する場合は、身体的距離を1m以上確保するとともに、こまめな換気を実施し、入退場時の密集を回避すること。
- ウ 学校外の者が参加して行われる校内での活動(発表会、公開授業、PTA行事、学校説明会など)については、実施時期や方法等を再度検討した上で、参加人数や参加者の範囲を限定・把握し、感染防止対策を十分に講じて実施すること。  
ただし、学校説明会における部活動体験など、自校生徒と他校の児童生徒との交流を伴う活動は実施しないこと(部活動見学は実施可)。
- エ 児童生徒や保護者との面談においては、アクリル板等で飛沫を遮へいた上でマスクを着用するなど、感染防止対策を徹底すること。
- オ 文化祭や体育祭等の準備・実施に当たっては、地域の感染状況等を踏まえ、実施内容や方法、実施する場所や時間等について、十分配慮すること。例えば、生徒が密集する活動や生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面のある活動を回避することや、小グループでの練習を基本とし、全員で集まって練習する機会を限定することなどが考えられる。

### 3 感染防止対策の徹底等について

#### (1) 感染症対策の徹底

ア マスクの着用や3密の回避、手洗いの励行など、基本的な感染症対策を徹底するよう指導すること。なお、熱中症などの健康被害の発生する恐れが高くなる時期であり、マスクの着用については、衛生管理マニュアルP46で示すように適切に指導すること。

イ 食事は向かい合わずに静かにとること、食後は速やかにマスクを着用すること、下校途中等に飲食しないことを繰り返し指導すること。

ウ 不要不急の外出や友人等との会食を避け、感染拡大防止の意識を強く持って行動するよう指導すること。

エ 児童生徒に発熱等の風邪の症状等がある場合は、登校させないことを徹底すること。同居の家族に同様の症状等がある場合は、登校させないことをあらかじめ説明し、遵守させること。この場合、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置をとることとなる。

オ 休業日に補習や部活動、クラス活動等で登校する際や、校外での教育活動に参加する際も、基本的な感染症対策を徹底するとともに、感染拡大防止の意識を持って行動するよう指導すること。

#### (2) 保護者への連絡体制

学校から保護者に一斉連絡が必要な場合や、休日に緊急連絡が必要な場合、万一臨時休業になった場合を想定し、確実に連絡が取れる手段と体制を確立すること。特に、本年度入学生への連絡手段について、改めて確認しておくこと。

#### (3) オンラインの活用

今後、感染の拡大が更に進み、万一臨時休業せざるを得ない状況になった場合を想定し、学習保障や連絡手段の観点から、オンラインの活用を一層進めること。

### 4 人権上の配慮について

(1) 新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染しうる病気であること、また、身体的な理由や様々な理由によって、ワクチンを接種することができない人や接種を望まない人がいることを踏まえ、新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者、医療従事者や社会機能の維持にあたる方及びその家族等に対してだけでなく、ワクチン接種を行わない方に対しても偏見・差別・いじめ・SNS等による誹謗中傷は絶対に行わないよう指導を徹底するとともに、不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることをないように、正しい情報に基づいた冷静な行動をとるよう指導を徹底すること。

(2) いじめへの不安や家庭環境の変化等による心理的なストレスを抱える児童生徒の状況を的確に把握し、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー、関係機関による支援に確実につなげる等、児童生徒に適切に対応すること。

### 5 教職員の勤務等について

#### (1) 教職員に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について

希望する教職員のワクチン接種が円滑に進むよう配慮すること。

#### (2) 教職員の時差出勤について

府立学校においては、児童生徒の学びの保障のための執行体制確保を前提として、

引き続き、教職員の健康に配慮しつつ、時差出勤等を適切に活用する等、可能な範囲で勤務の工夫を図るとともに、職場における感染防止の取組を更に徹底すること。

### (3) 教職員の勤務について

府民に対し要請されている往来の自粛について、教職員に徹底すること。

また、「新型コロナウイルス感染に係る教職員の感染予防・防止対策等の徹底について（令和3年4月2日付け2教企第104号の32）」で示した取組事項（飲食時における「きょうとマナー」の徹底・確認等）を引き続き徹底すること。

### (4) 教職員の感染疑いがある場合等の報告について

所属職員に対して、体調が良くない者は休務するよう徹底するとともに、学校業務休止日や週休日・休日も含め、次のとおり体調の確認や報告を徹底すること。

#### 【体調の確認や報告の徹底】

- 1 毎朝、体温測定を行うなど体調を確認し、発熱等の風邪症状がある場合には、遅滞なく管理職に報告すること。また、自身が濃厚接触者とされた場合やPCR検査を受けることが分かった場合も同様であること。
- 2 同居親族に同様の症状がある場合についても、自身の体調変化に十分注意すること。
- 3 校内の陽性者が判明した場合には、管理職が行う陽性者との接触状況に係る調査において、接触状況は校内・校外を問わず管理職に申告するほか、接触の不安のある場合も管理職に相談するなど、学校における感染拡大防止の措置のために行う調査に協力するよう徹底すること。

## 6 その他

上記の内容は、今後の感染状況に応じて変更することがある。

#### ※関係通知文

- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（令和3年8月6日付け3教保第771号教育長通知）
- ・「小学校、中学校及び高等学校等における夏季休業に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（令和3年7月14日付け3教保第721号教育長通知）
- ・「府立学校の部活動における感染防止対策について」（令和3年6月25日付け保健体育課長・高校教育課長・特別支援教育課長事務連絡）
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る府立学校の対応について」（令和3年6月18日付け3教総第385号教育長通知）
- ・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2021.4.28 Ver.6)」の一部修正について」（令和3年5月31日付け3教保第537号教育長通知）
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒・教職員の感染予防・防止対策等の徹底について」（令和3年5月19日付け3教総第314号教育長通知）
- ・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2021.4.28 Ver.6)」の一部追記について」（令和3年5月18日付け3教保第463号教育長通知）
- ・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について」（令和3年4月28日付け3教保第398号教育長通知）
- ・「会議等における新型コロナウイルス感染症の感染防止について」（令和3年4月22日付け教職員企画課長事務連絡）

- ・「新型コロナウイルス感染に係る教職員の感染予防・防止対策等の徹底について（令和3年4月2日付け2教企第104号の32教育長通知）」
- ・「コロナ禍における体育、保健体育の教師用指導資料について」（令和3年3月30日付け3教保第260号教育長通知）
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の対象区域からの除外を踏まえた府立学校対応について」（令和3年3月1日付け3教総第109号教育長通知）
- ・「新型コロナウイルス感染症感染防止に係る体育・保健体育授業及び運動部活動の留意事項の更新について」（令和2年9月10日付け保健体育課長事務連絡）

担当	総務企画課（本通知及びその他の事項）	075-414-5751
	教職員企画課（教職員のサービス及び健康管理）	075-414-5813
	学校教育課（小中学校に関する事）	075-414-5831
	特別支援教育課（特別支援学校に関する事）	075-414-5834
	高校教育課（高等学校に関する事）	075-414-5846
	保健体育課（児童生徒の健康管理、部活動に関する事）	075-414-5861
	社会教育課（PTAに関する事）	075-414-5882